

議案第三十八号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十年六月十四日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和三十九年杉並区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の五第三項中「申告書」を「区民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「提出した場合」の下に「区民税の納税通知書が送達された後に区民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時まで区民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、区長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を加える。

附則第十四条の見出し中「及び譲渡所得等の課税の特例」を削り、同条第一項中「附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の三第九項」に、「附則第十八条の六第十二項」を「附則第十八条の六第十七項」に改め、同条第二項中「第八項において同じ。」を削り、同条第三項中「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十二項」に改め、同条第七項及び第八項を削る。

附 則

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

第二条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の杉並区特別区税条例の規定は、平成二十年以後の年度分の区民税について適用し、平成十九年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の公布の日前にこの条例による改正前の杉並区特別区税条例附則第十四条第七項の区民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式会社については、同項及び同条第八項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第七項中「平成二十一年三月三十一日」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の公布の日前」とする。

（提案理由）

住宅借入金等特別税額控除の申告書の提出期限に係る特例を創設する等の必要がある。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(区民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第三条の五 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び区民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した区民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで)に提出されたものを含む。)を、区長に提出した場合(区民税の納税通知書が送達された後に区民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(区民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第三条の五 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び区民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで)に提出されたものを含む。)を、区長に提出した場合(</p>

合において、当該納税通知書が送達される時までに区民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、区長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は法附則第五条の四第九項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等

第十四条 租税特別措置法第三十七条の第十三第一項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（法附則第三十五条の三第九項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした所得割の納税義務者（令附則第十八条の六第十七項に規定する者を除く。以下この条

法附則第五条の四第九項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第十四条 租税特別措置法第三十七条の第十三第一項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（法附則第三十五条の三第十一項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした所得割の納税義務者（令附則第十八条の六第二十二項に規定する者を除く。以下この条

において同じ。)について、租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第三十五条の三第九項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第二十四条第一項若しくは第四項の規定による申告書又は第五項において準用する同条第五項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで)に提出されたもの及びその時ま

において同じ。)について、租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第三十五条の三第十一項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第二十四条第一項若しくは第四項の規定による申告書又は第五項において準用する同条第五項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで)に提出されたもの及びその時ま

で提出された第二十五条第一項の確定申告書又は租税特別措置法第三十七条の十三の二第七項において準用する同法第三十七条の十二の二第五項において準用する所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。

）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の三第十二項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について特定株式に係る譲渡損

で提出された第二十五条第一項の確定申告書又は租税特別措置法第三十七条の十三の二第七項において準用する同法第三十七条の十二の二第五項において準用する所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。第八項において同じ。）に前項

の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の三第十四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について特定株式に係る譲渡損

失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（第五項において準用する同条第五項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の区民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第十三条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4
6
略

失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（第五項において準用する同条第五項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の区民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第十三条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4
6
略

7 | 特定株式を平成十二年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした所得割の納税義務者が、当

該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（法附則第三十五条の三第八項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであつて、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第十八条の六第三十五項に定める期間が三年を超える場合に限る。）をした場合における附則第十三条第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第十八条の六第三十六項に定めるところにより計算した金額の二分の一に相当する金額とする。

8 | 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。